

議会に対する  
市民アンケート調査

# 境港市議会Q&A集

～ あなたの疑問にお答えします ～

## もくじ

- |     |      |                            |
|-----|------|----------------------------|
| P 1 | Q 1  | 今回のアンケート調査の目的は？            |
|     | Q 2  | 議員定数を16名とした経緯は？            |
|     | Q 3  | 議員報酬を今の金額とした経緯は？           |
| P 2 | Q 4  | 県内他市の議員報酬の状況は？             |
|     | Q 5  | 議員年金はあるのか？                 |
|     | Q 6  | 政務活動費の使い方は？                |
|     | Q 7  | 議員に交通費などの手当はあるのか？          |
| P 3 | Q 8  | 行政視察は何のために行うのか？            |
|     | Q 9  | 議会活動の広報の現状は？               |
|     | Q 10 | 無投票の時の選挙費用予算はどのように処理されるのか？ |
| 参考  |      | 平成 30 年度定例会等開催実績           |

令和元年8月

境港市議会

Q1 今回のアンケート調査の目的は？

A1 平成 30 年 2 月の境港市議会議員一般選挙は、立候補者が定数と同じ16名でしたので、選挙はなく無投票当選という結果に終わりました。

境港市議会では、この結果を深刻に受け止め、議会のあり方や議員定数、議員報酬について検討することになりました。検討する際に、市民の皆さんの意見を参考にしたいと考え、2,000 名の市民を無作為に抽出して郵送でアンケートを実施しました。

Q2 議員定数を 16 名とした経緯は？

A2 平成の大合併が全国規模で議論されましたが、境港市は近隣自治体と合併しないで単独市政を選択しました。合併が取りざたされた背景には財政の問題がありました。

当時、境港市も例外ではなく、重要な市政の課題として財政の健全化がありました。境港市は単独で存続するため、行財政改革に取り組み、議会としても財政再建の一助となるよう、平成 17 年 3 月に議員発議により条例を改正し、平成 18 年 2 月から議員定数を 18 名から 2 名削減して 16 名としました。

【補足：議員定数の決め方について】

もともと市町村の議員定数は国が地方自治法で人口規模により定めており（法定定数制度）、定数を減らす場合に市町村が定数を減らす条例を作って減員していました。

しかし、平成 11 年に制定された地方分権一括法により、平成 15 年 1 月からは国で議員定数の上限を決めて、その範囲内で各市町村が条例で定数を決める方法となりました（条例定数制度）。その後、平成 23 年 4 月からは地方自治法による定数上限も撤廃され、市町村が条例によって独自に議員定数を定めることとなりました。

●境港市議会議員定数の推移

	S31.4~	S41.9~	S61.9~	H2.9~	H10.2~	H14.2~	H18.2~
議員定数	30 人	24 人	22 人	21 人	19 人	18 人	16 人
地方自治法による規定	法定定数						法定上限
	30 人						26 人

Q3 議員報酬を今の金額とした経緯は？

A3 議員定数の削減と同じく経費削減を目的として、平成 17 年 3 月に議員発議により条例を改正して、平成 17 年 4 月から毎月の報酬を 10%削減し、現在に至っています。

また、市議会議員一人当たり年 12 万円あった調査・視察のための会派旅費も平成 16 年度から廃止しました。

●月額議員報酬(議長・副議長・議員)の推移

単位:円

	S62.6~	H4.4~	H9.1~	H15.4~	H17.4~
議長	430,000	495,000	542,000	520,600	487,800
副議長	365,000	420,000	460,000	438,600	414,000
議員	340,000	391,000	428,000	406,600	385,200

Q4 県内他市の議員報酬の状況は？

A4 人口規模の違いなどにより一概に比較はできませんが、以下のとおりです。

●県内他市の月額議員報酬(令和元年7月1日現在) 単位:円

	境港市	鳥取市	米子市	倉吉市
議長	487,800	584,000	541,000	500,000
副議長	414,000	513,000	475,000	420,000
議員	385,200	475,000	440,000	390,000

【参考】

人口(人)	34,024	187,455	147,865	46,983
議員定数(人)	16	32	26	17

※人口は令和元年5月末現在、議員定数は令和元年7月1日現在

Q5 議員年金はあるの？

A5 地方議員年金制度は平成23年6月をもって廃止となりました。廃止時点で年金の受給資格があった議員は年金を受け取るか、一時金として受け取るかの選択をしました。受給資格のなかった議員には、その時点から議員年金はありません。

議員年金が廃止された背景には、平成の大合併が進んだことによって掛金を支払う地方議員が大幅に減少する一方で議員年金の受給対象者が増加したことや、各自治体の行財政改革によって、議員数や議員報酬の削減が行われたことなどから、年金財政が破綻するとの見通しがありました。

Q6 政務活動費の使い方は？

A6 政務活動費の交付額は各議会によって差異があり、境港市議会では議員一人当たり月額24万円が年度当初に一括交付されます。しかし、政務活動費は条例で用途が決められており、何にでも使うことはできませんし、使用した場合には収支報告書に1円単位まで領収書を添付して提出することが義務付けられています。また、収支報告書・領収書については市議会ホームページで公開していますし、使用しなかった政務活動費は全額返還することとしています。

用途項目は10項目ありますが、調査研究費、研修費、資料作成費、資料購入費、広報費などがあり、例えば、会派視察の旅費やセミナー参加のための参加費などに充てられます。なお、境港市議会では、携帯電話料金、個人用のパソコンなど、政務活動以外の目的でも使用されるものは対象外としています。

Q7 議員に交通費などの手当はあるのか？

A7 議員には毎月の報酬と民間の賞与にあたる年2回の期末手当以外の手当（通勤交通費や家族手当など）はありません。

(※) 本会議や常任委員会などの会議に出席した場合に月額1,000円支給されていた費用弁償については、議員発議により条例改正を行い、平成11年10月から廃止しました。

(※)費用弁償…地方公共団体の議員や審議会委員などの非常勤の職員に対して、職務の執行等（例えば交通費など）に要した経費を償うため支給される金銭のこと。

Q8	行政視察は何のために行うのか？
A8	行政視察には常任委員会で行う視察と各会派・議員で行う視察があります。視察先は各委員会や各会派・議員で選定します。選定する際には境港市で課題となっている施策の先進事例を選定しています。視察で学んだことを本会議や委員会において提案する際の参考としています。
Q9	議会活動の広報の現状は？
A9	境港市議会の広報活動の手段として、議会のホームページやフェイスブックなどがあります。また本会議の様子は中海テレビで生放送されますし、同日の午後 7 時から再放送があります。 平成 28 年からは、「市民と議会の懇談会」での要望により、議会報「つなぐ」を定例議会ごとに発刊し、市報に折り込むとともに、若者にも読んでもらえるようスマートフォンアプリ『マチイロ』でも配信しています。
Q10	無投票の時の選挙費用予算はどのように処理されるのか？
A10	選挙費用の予算については、無投票で選挙がなかったとしても選挙費用が全く使用されないということはありません。 事前に設置するポスターを貼るための掲示板の設置や、立候補者が作成した選挙用ポスターの制作費負担、さらには告示の日、1 日だけは選挙活動が展開されますので、選挙カーや運転手の費用負担（限度はあります。）は発生します。残った予算を別の事業に使用できる訳ではありません。

【参考】

平成 30 年度 定例会等開催実績

◆市議会・委員会等の開催状況

定例会	4 回	議会運営委員会	21 回
臨時会	2 回	全員協議会	3 回
常任委員会	36 回	議員研修会	4 回
特別委員会	27 回	(議員説明会・委員会協議会含む)	

◆議案件数

市長提出議案	73 件	・・・	原案可決 73 件
委員会提出議案	5 件	・・・	原案可決 5 件
議員提出議案	9 件	・・・	原案可決 8 件、否決 1 件

◆請願・陳情件数

請願	2 件	・・・	不採択 2 件
陳情	18 件	・・・	採択 11 件、不採択 7 件